

# 1 社会的養護の推進

## (1) 里親委託について

**◎問（山田）** 近年、核家族化の進展などに伴い、家庭や地域における子育て機能の脆弱化や、子育て家庭の抱える不安や悩みなどの増加を背景に、児童虐待の増加が社会問題となっている。そこで、平成28年には、児童福祉法の抜本的な改正が行われ、子どもや家庭の支援のほか、虐待などを理由に、家庭で適切な養育を受けられない子どもたちも、原則として、家庭と同様の環境で養育することが明記された。また、本年8月、こうした改正児童福祉法の原則の実現を目指し、外部有識者により取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」が国に対して提出されるなど、社会的養育のあり方が大きく変わろうとしている。本県においても、家庭で適切な養育を受けられず、児童養護施設や乳児院等に在る子どもたちが約500名いるが、子どもたちへの社会的養育のあり方について知事の考えは？

**◎中村知事** 里親委託で、児童の養育に当たっては、家庭が最も自然な環境であり、心身ともに健やかに成長できる場所であると考えており、これまで県民総ぐるみの子育て支援を基本理念とし、子育て家庭への切れ目ない支援や、安心して子育てできる環境づくりに取り組んできた。しかし、虐待をはじめ、さまざまな事情により、家庭で適切な療育を受けられない児童もおり、こうした子どもたちも将来は家庭を持つことを考える時、家庭で療育を受けられない場合でも、できるだけ家庭的な環境で療育され、その生活を経験することが望ましい姿だ。本県は、これまでも家庭的療育を推進し、里親委託率は10年前に2.7%であったが、現在は16.8%と全国平均近くまで取組が進んでいる。児童福祉法の改正などを踏まえ、さらに新規里親の開拓や施設の小規模グループケアの推進などに取り組み、家庭的療育を推進していきたい。

**◎問（山田）** 先ごろ示された「新しい社会的養育ビジョン」の中で、里親への包括的支援体制の抜本的強化と里親制度改革を行い、里親とチームになり、リクルート、研修、支援等を一貫して行い、里親支援を抜本的に強化、里親への支援を充実させ、里親のなり手を確保するとともに、里親養育の質を向上させるという工程が示された。併せて、乳幼児の家庭的養育原則の徹底と年限を明記した取組目標も示された。3歳未満は、おおむね5年以内に、それ以外の就学前の子どもは、おおむね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は、10年以内を

めどに里親委託率50%以上を実現するというビジョンである。本県では、登録里親数が、平成19年の54世帯から、平成29年は131世帯と着実に増えているが、国のビジョンどおり実現するには相当数の登録が必要となる。そこで、ビジョンの中で示されたように、里親支援の充実を図るべきだ。まずは、現在行っている里親のレスパイトケア、確実に実績も上がってきていることは評価するが、新たなメニューとして、従来の里親同士や施設だけの対応のみではなく、未委託の里親登録者の方々が短時間預かりなどを経験するなど、受託へ一歩踏み出していただける取組が必要である。また、里親は、行政をはじめ、地域住民の皆さんの温かいご理解、ご協力があってこそスムーズに行く。そこで、里親にはなれないが支援したいという地域の里親支援者の方々を募り、里親宅にヘルパーとして派遣し、生活支援をお願いする、この2つのパターンをレスパイトケアに追加してはどうか。もう1つの提案がメンター制度だ。この制度は、里親さんが養育の悩み等を先輩里親に相談する制度。県内に数人のメンターを登録し、ニーズが発生したら家庭訪問等を行い、相談に乗り、問題解決と一緒に目指すもの。他県でも実施済みで、里親さんの負担軽減、課題解決に有効だと期待している。里親支援のメニューに加えるべき。

**◎こども政策局長** 現在、児童を委託した里親への支援は、里親の一時的な休息等のため、児童養護施設等へ一時的に委託児童を預ける、いわゆるレスパイトケアを実施している。平成28年度は33件が利用され、児童養護施設などに配置している里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員、長崎、佐世保の両児童相談所に配置している4名の里親相談支援員により、養育の悩み等に対応しているほか、里親への研修時には、先輩里親との意見交換や交流の機会も設けている。議員ご提案のレスパイトケアの拡充やメンター制度は、こうした取組と目的が重なる部分も多いが、引き続き、未委託を含めた里親の皆さんのご意見等もお聞きした上で、里親支援に向けた必要な対策を検討したい。

**◎問（山田）** 里親さんからお話を聞いた上で提案している。メンター制度は、登録前と登録後の研修で、確かに経験のある里親さんの話を聞く機会は設けているがその場限りである。個別に伺って課題を解決するということは、非常に負担軽減等につながる。前向きにご検討いただきたい。次に、市町との連携について。里親と里子が地域の中で不利益をこうむることなく暮らすには、市町の協力が不可欠だと里親さんからよくお聞きする。地域で暮らす委託里親の皆さんが、一般の家庭と変わりなく行政サー

ビスの提供を受けるためには、市町との里親委託の情報の共有化が必要。また、特別養子縁組の方の話によると、乳幼児健診の場や行政窓口において、配慮に欠けたような対応を受けたということもお聞きした。特別養子縁組の情報は、大変デリケートなものであり、その取扱いは慎重さが求められ、ご本人の意向の確認も大事になってくることから、無条件に全ての情報の共有を図ることは難しい。しかし、今後の家庭的養育を進める上で、里親委託を拡大していくことが求められていることもあり、市町でも里親委託や特別養子縁組の方について、さらに理解を深めることが必要であり、里親と里子が安心して地域で生活できることにつながる。県として、従来以上に、市町に対する里親制度の理解を深める取組を推進していただきたい。

◎こども政策局長 今後、家庭的養育を進めていく上で里親委託の拡大が必要である。また、身近なところで子育て家庭を支援していただく市町が、里親制度を理解することは重要。県では、従来から、里親世帯が市町において、児童関係の手当てをスムーズにするための里親登録証の発行や各地域で実施している里親出前講座へ市町職員の参加を呼びかけるなど、里親制度の理解促進に努めている。あらゆる機会を捉えて市町に対する理解促進を図りたい。

## 2 子どもの貧困

### (1) 全県調査について

◎問（山田） 現在、子どもの貧困が深刻な社会問題となっている。少子化で子どもの数が減少しているにもかかわらず、生活保護費以下の収入で暮らす子どもたちが、過去20年で倍増したことが、山形大学の戸室健作准教授の研究でわかった。その調査の中で、各県の貧困率が示され、長崎県の貧困率は16.5%という結果が出た。それから既に1年9カ月が経過している。平成26年度の県内の要保護、準要保護児童生徒数は1万9,487人、就学援助率は17.47%という状況にあり、早急な対策が必要である。しかし、長崎県では、全県的な子どもの貧困に関する調査を実施していない。その間、他の自治体は、14府県で国の「地域子どもの未来応援交付金」を活用し実態調査を行っている。2月定例会で、同僚坂本浩議員が、全県的な子どもの貧困調査の実施を提案したが、その際の答弁で「子どもの貧困に関する指標が示されたら、実態を把握するために必要なデータの収集を進め、必要に応じて交付金を活用して、新たな独自調査も検討する」との答弁だった。そして、本年3月31日に、内閣府政策統括官から、

「子どもの貧困に関する新たな指標の見直しに当たっての方向性について」が示された。全県的な調査を実施し、課題の抽出を行い、解決に向けて対策を実施すべきである。全県的な子どもの貧困の実態調査を行う考えがないのか？

◎こども政策局長 他県において、国の交付金を活用した実態調査を行っているところがあるのは承知している。ただ、対象者や対象人数、調査項目など、内容が異なっている。また、国は、本年3月、生活保護世帯の大学等進学率など、これまで示していた25の指標に加え、それを補完する参考指標として、朝食欠食児童・生徒の割合などの6つの指標の例が示されたが、低所得世帯の状況把握などは、引き続き検討を行うとしている。現在、本県は、国が示した指標のうち、全国数値と比較ができ、かつ独自に調査することが可能なひとり親家庭の就業率などの調査を実施している。しかし、全体的な調査を行うとすれば、その結果を検証・分析する上で全国平均や他県との比較も必要となることから、今後、国から示される指標を検討した上で、調査の必要性が生じた場合に交付金を活用した実施も検討したい。

◎問（山田） 14都府県は既に実施されている。それは、国からいろんなことが示されて決まるまで、悠長に待ってられないということで取り組んでいると思う。16.5%、長崎県の子どもが貧困だという数字が出ている。他県と比べて長崎県が低いとか、高いとか、そういうことは関係ない。その中に、16.5%、貧困の子どもがいるのであれば、早急に打つ手だてが必要だと思うので、長崎県は、この実態を調査して、課題を解決するべきではないか。

◎こども政策局長 生活保護世帯以下の基準でと言われたが、生活保護が最低基準の生活を保障するという事なので、生活保護を受けている家庭の方の取り扱いをどのように考えるかは検討すべきところだ。いずれにしても、相対的貧困と言われている。絶対的貧困ではなく、一定の基準があって、これを貧困だということではなく、相対的な貧困、どこかと比べての貧困という扱いがあるので、何を基準として、何を比べるかというのが示されないと手が打てない。我々も傍観しているわけではなく、できることは全部やっている。国からどんなことが示されるのか注目してしっかり取り組んでいきたい。

◎問（山田） 他県の調査結果から見えてきたことが2点ほどある。まず、今の答弁の中で、県は、ひとり親家庭の就業調査を行ってきた。もちろん、ひとり親世帯の半数が年収200万円以下という状況にある中に先行して実施したわけだが、香川県の調査では、2人親世帯が半数を占めており、ひとり親

世帯より生活困窮状態にあるのがわかった。このようなことから、全県調査が必要だと考える。大阪府の調査では、最も貧困度が高い世帯のうち、就学援助費を受けたことがない世帯が14.6%、児童扶養手当を受けたことがないひとり親世帯が10.1%も存在する。また、離婚相手から養育費を受け取っているひとり親世帯も12.2%にとどまっていた。また、福島県の調査では、生活福祉資金貸付事業、母子父子寡婦福祉貸付金事業も、要支援世帯の半数が名前も知らないという回答があった。必要な世帯に、必要な情報が届いていない状況は、決して、他県のみ発生しているとは思えない。早急に、子どもの貧困の全県調査を実施することを強く求める。知らないがために受け取ることができずに困っている世帯が、長崎県にもいるのではと危惧される。直ちに、市町と連携し、制度の普及と必要な世帯に、確実に、着実に届く仕組みづくりを求める。

**◎こども政策局長** 各種支援制度は、県の制度のほか、市町、関係機関が実施しているものなど、さまざまな制度がある。例えば、ひとり親家庭を対象とした母子父子寡婦福祉資金貸付金などの県の制度は、県のホームページのほか、県、市町の母子父子自立支援員による周知、また、毎年児童扶養手当の現況を対象世帯へ郵送しているが、その際にお知らせを同封している。ただ、各種支援制度は、子どもの進学など、世帯の状況に合わせ、そのニーズも変化することから、継続した周知が必要である。市町とも連携し、さらなる周知を図っていきたい。

**◎問（山田）** ホームページやチラシで啓発しているのはわかっているが、大阪府の調査で、最も貧困状態の世帯で就学援助を受け取っていない世帯が14.6%もいるという数字があり、十分な支援が届いていない可能性がある。他県の事例だけではないと思うので、早急な子どもの貧困の実態調査を求める。

**◎中村知事** それぞれの地域の実情なり、都道府県の状況等によって実態は変わるものだ。さまざまな支援制度がそれぞれ異なり、それぞれの機関が周知に努めていることから、さらに取組を徹底していく必要がある。その上でどのような実態把握に必要性があるのか検討していきたい。

### 3 待機児童対策

#### (1) 実態について

**◎問（山田）** 女性が社会で活躍すること、核家族化が進む中、本県でも待機児童問題、保育士不足は深刻な問題である。4月1日現在での待機児童は、長崎県で190人という状況で、例年の状況から推測す

ると、この時期には既に400人を超えていると思われる。これでは子どもたちの安心・安全は確保されておらず、保護者は安心して働くことができない。県はどのような対策を考えているのか？

**◎こども政策局長** 平成29年4月1日現在、本県の待機児童は6つの市町で190人、昨年に比べ120人増えている。発生理由のほとんどは、保育施設の定員不足が原因だ。このため、県は、各市町が策定する「待機児童解消加速化プラン」に基き、国の交付金等を活用した保育所、認定こども園の創設や、既存施設の増改築、幼稚園から認定こども園への移行促進など、今年度中に586名分の定員拡大に取り組んでいる。このほか、昨年度創設された企業主導型保育事業により、企業の多様な就労形態に対応した事業所内保育所の設置促進も図られている。今後も、6月に国が策定した待機児童解消に向けての「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿の拡大、保育人材の確保等に取り組んでいく。

#### (2) 保育士の心のケアについて

**◎問（山田）** 県内の推定約7,500人にも及ぶ潜在的保育士の皆様に復職していただけるような取組も重要だが、働いている方々が離職しないようにすることも大切である。待機児童解消に向け、保育士の確保が喫緊の課題となっている中、全国の保育所、認定こども園のうち、精神的なケアが必要な保育士がいる施設が27%、全体の58%で相談窓口やストレスチェック等のサポート体制が整っておらず、公立施設に比べ、民間での対応の遅れが目立っていることが、厚生労働省調査班の調査結果から明らかとなった。また、保育士の58%は「悩み事を先輩や同僚に相談した」と回答、「誰にも相談できない」との回答が12%、「保育士として今の仕事を続けたい」との回答が55%、「就業条件がいいところがあれば移りたい」との回答が22%、「保育士として働きたくない」と答えた人が7%という状況であった。保育士は、乳幼児はじめ、小さな子どもの安全を守るという心理的重圧や責任、保護者を含む人間関係の悩みを抱えやすい状況にある。そこで、特に、民間の認可施設や認可外施設で従事する保育士のメンタルケアを行う必要があるのではないかと。

**◎こども政策局長** 今年度、文部科学省が募集した幼稚園の人材確保に関する研究事業があり、それに本県の企画提案が採択され、長崎大学の「子どもの心の医療教育センター」の協力を得ながら幼稚園教諭、保育教諭のストレスに関するアンケートや特別な支援が必要な子どもと、その保護者対応への支援を通して、離職防止、定着促進に向けた調査研究を

行っている。当該事業は、文部科学省事業のため、調査研究対象が幼稚園、幼・保連携型認定こども園に限られているが、調査結果は、保育所にも共通する内容となっているため、幼稚園教諭、保育士等のメンタルケアを含めた支援のあり方について研究し、保育人材の離職防止、定着促進につなげたい。

## 4 子どもの安心安全

### (1) いじめ相談の「SNS」活用について

◎問（山田） 以前、文教厚生委員会にて、教育委員会に「学校の一番重要なミッションとして考えていることは何か」とお尋ねした。答弁は「子どもたちに勉強を教える以前に、子どもたちが安心・安全の環境で通える学校にすることだ」とのこと。現場の先生方、教育委員会が、日夜、子どもたちの安心安全のために頑張っているが、残念なことに、県内でも、いじめが原因で2013年7月7日、長崎市で、当時小学校6年生の女児児童が自宅で首をつって自らの命を絶った。また、2014年1月8日、新上五島町で、当時中学3年生の生徒が町営グラウンドで自ら首をつって命を絶っている。長崎県では、このように幼い子どもたちが自ら命を落とすという痛ましい事件が相次いだ。本人、保護者の気持ちなど、想像することすら到底できず胸が痛む。子どもたちが二度と自ら命を絶つことがないように、相談環境を整備、充実すべきである。平成28年度の長崎県内のいじめ認知件数は、小中高、特別支援学校を合わせて2,051件。本県では、現在、電話相談と、本年7月からスタートしたメール相談で子どもたちの悩み相談を受け付けている。件数は、電話相談が昨年度969件、メール相談は始まったばかりで22件という状況だ。これだけSNSが普及し、携帯メールなどが使わなくなった今、本県のいじめ相談もSNSを活用すべきではないか。長野県では「ひとりで悩まないで@長野」と銘打ち、LINEを活用して、9月10日から21日の間に実施し、相談アクセス総数1,504件、相談対応件数487件、1日に平均すると約125件という結果が出ている。同時期の長野県での通常電話相談件数が、1日平均1.8件という状況から考えると、子どもたちが日ごろから活用しているLINEの活用は、気軽に相談しやすいことから急増したと思われる。そこで、本県も、LINEの活用や、本人以外からも情報提供がしやすい、柏市教育委員会をはじめ、25校、1万2,000人が登録している「匿名報告相談プラットフォームSTOPit」、川越市教育委員会、熊本県教育委員会等が活用してい

る「Kids`Sign」等の活用を考えるべきだ。

◎教育長 いじめの把握や自殺の未然防止等のために、子どもが自ら相談できる環境を整えることは大変重要。そこで、24時間体制の電話相談体制、今年の7月から、メール相談窓口を開設した。また、他県でSNSを活用した教育相談が行われていることは承知している。今の若い人たちにとって、電話よりもSNSの方が、ハードルが低いという実態にある。そういう前提で他県の状況を聞くと、相談員の方々が、チャットでやりとりをするので、SNSの相談に理解とスキルがある相談員の確保の問題や、大量に相談が寄せられ、今回、長野県の事例では、その相談の一部にしか対応できなかったような実態も聞いている。国も研究事業を進めるということなので、国の調査研究事業や他県の取組等の結果を注視しつつ、子どもたちが容易に相談できる環境整備について研究したい。

◎問（山田） 命に関わるような相談も当然多くなっていくので、相談を受ける方がスキルがない人ではないというわけにはいかない。ただ、長崎県で2,051件、いじめが認知されている。ありとあらゆる手段を使って、とくにLINE等を活用し、相談しやすい環境をつくることは重要だ。確かに、長野県は、対応できず積み残してしまったものもあったようで、人的なマンパワー等も必要になってくる。他県の事例等も活用し、研究していただいた上で早急に取り組んでほしい。

### (2) 児童養護施設退所者支援について。

◎問（山田） 長崎県では、11の児童養護施設に377人が入所しており、里親のもとで養育されている子どもが60人いる。そのうち、高校卒業後、施設等を退所する子どもたちが約50人、それぞれに進学や就職などで、県内外で自立して生活している。先ごろ、高校卒業後、県内就職した若者が、3年以内に離職している割合が47%という状況が労働局から発表された。保護者等、相談する大人が近くに少ないと思われる養護施設等退所者も同じような状況に陥っていないかと心配される。大阪府では、2016年に「退所直後に困ったこと」という内容で実態調査を行った。多い順に、「職場での人間関係」「金銭管理」「孤立・孤独感」「住民票の手続」「食事の用意」「生活費の不安」「相談する人がいない」「契約や就職の時の保証人確保」と続く。中には、寮つきの会社に就職後、離職し、住まいを失ってホームレスに陥ったケースもあったとのこと。施設等退所者に対し、実態調査を行うべきではないか。

併せて、大阪市では、今年度予算で1,400万円を計上し、施設で非常勤職員を配置。以前から担当していた職員が定期的に連絡する時間を確保し、心理士や専門職からの助言を受けながら、必要に応じて行政と連携しつつ解決していく仕組みを実施している。長崎県でも同様の取組ができないか？

**◎こども政策局長** 現在、児童養護施設退所者のアフターケアは施設の業務の一つとされており、退所時にいつでも相談してよいことを伝え、相談があった際には、その都度、助言等をしているほか、退所者の様子によっては訪問を行う場合もある。一方で、施設退所者によっては、施設からの積極的な関わりを嫌うようなケースもある。現在、こうした対応状況について、県に対し報告を求めるようにはなっておらず、詳細は把握していないので、今後の退所者の自立支援策を検討する上でも確認方法等を含め、施設とも協議を行いたい。また、施設退所者のアフターケアはそれぞれの施設で取り組んでいる。相談等があった時の退所者の相談内容などの確認方法等について、施設と協議を行う中で、例えば、施設職員がアフターケアを行うに当たり、必要な福祉制度の研修などができるようにであれば検討したい。

**◎問（山田）** アフターケアが施設の方でパッケージされていることは理解している。ただ、今ここで暮らしている子どもたちのことで、手いっぱいの部分も大きくあると思う。みんながみんな、施設の人に相談するとも限らない。困っていても相談しないかもしれない。そういったことも十分に予想されるので、マンパワーの不足も考えられることから、実態調査と併せ、その支援も検討いただきたい。

### (3) 母子家庭等助成事業について

**◎問（山田）** 放課後児童クラブは、保護者が働いているなどの理由で、昼間、家庭に保護者がいない小学校3年生までが対象となっていたが、平成27年度から導入された子ども子育て支援制度により、小学校6年生まで拡大された。子どもたちに授業終了後の適切な遊びの場や生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的としている。長崎県内では、共働き家庭の増加などから需要が伸びており、放課後児童クラブの設置箇所数も年々増加、現在、389カ所のクラブが設置されている。女性が働く上で、子どもたちの安心安全な放課後の居場所としての放課後児童クラブは必要不可欠なものである。そこで、放課後児童クラブの社会的役割の重要性と、県単補助制度について伺いたい。現在、県単の補助制度は、母子家庭や父子家庭の児童などの保育料の負担軽減を図るために行う母子家庭等児童助成事業があ

る。昭和57年に、全国に先駆けて創設された制度で、現在では、本県以外ではほとんど取り組まれていない制度だ。言い方を変えれば、長崎県の放課後児童クラブの取組は、全国でも先進的。残念ながら、財政状況が厳しい中、毎年廃止されるのではないかと関係者の皆様と危惧している。この県単の補助制度が廃止されれば、母子家庭等の負担増となり、子どもを通わせることができなくなるばかりか、子どもの安心安全が脅かされる。県は、放課後児童クラブの社会的な役割の重要性をどのように認識し、県単補助の制度を続けていくのか？

**◎こども政策局長** 放課後児童は、子ども子育て支援新制度の導入に伴う放課後児童クラブの利用年齢の引き上げや、女性の就業率の高まりでクラブの利用者は増加しており、今後とも、いわゆる小1の壁を打破するために、退所時間の延長や支援員の処遇改善が必要となるなど、受け皿の確保と質の充実が求められている。そのため、これまでも実施主体である市町と連携しながら、設置促進に努めるとともに、県独自に、ひとり親家庭の自立支援及び多子世帯の経済的負担軽減を目的に、母子家庭等児童助成事業などを実施してきた。来年度以降の事業継続は、県の財政が大変厳しい状況であるが、その必要性を踏まえ、予算編成の中で検討していきたい。

**◎問（山田）** これは、決して母子家庭だけではない。多子家庭、子どもが多く通っている親御さんのところにも同じような負担軽減されている。長崎県内で、今、1,559人、この助成事業を活用して子どもたちを安心して通わせることができている。知事にも、継続していただくことを強く要望したい。

## 5 性被害の相談支援体制

### (1) 法改正に伴う新たな対応について。

**◎問（山田）** 性犯罪に関する刑法の大幅な改正が、2013年7月13日、明治40年の制定以降はじめて、110年ぶりに行われた。主な変更点は、強姦罪から「強制性交等罪」に名称が変更され、それに伴い、被害対象が女性のみから、男性も含めることとなり、刑罰をより厳しくし、最低5年以上の懲役、強姦罪に比べ、より厳しい刑罰を受けることとなった。また、家庭内での性的虐待等を念頭に置き、「監護者わいせつ罪」「監護者性交等罪」が新設された。改正前では、被害者本人が加害者への処罰を求める告訴という手続を取らなければ起訴できなかった。この親告罪という規定が削除され、全ての性犯罪が告訴しなくても起訴できるようになった。この変更は、改正刑法が施行される前に起きた事件も原則適用さ

れる。親告罪の廃止により、告訴せずに埋もれていた被害が刑事裁判で裁かれるようになることが期待されている。その一方で、事件を公にしたくないという被害者の感情やプライバシーの保護、裁判を行う負担等の課題が挙げられる。長崎県では、昨年4月から性被害者への相談支援を目的に「サポートながさき」を運営しており、昨年1年間の実績は305件、本年も10月末までで252件となっており、サポートながさきを運営する以前の平成27年度の長崎県犯罪被害者支援センターでの性犯罪の相談件数は12件にとどまっていた。窓口を特化したことにより、深刻な被害の実態が明らかとなっている。そこで、法改正に伴い、相談件数の増加、多様化が予想されるが、相談体制の充実強化について伺う。

**◎県民生活部長** 性暴力被害者支援「サポートながさき」は、これまでも性別を問わずに支援してきたが、本年7月の刑法改正に伴い、強姦罪が強制性交等罪に見直されたことから、男性も強制性交等の被害者になり得る。これまでの強姦罪では、緊急避妊措置や性感染症検査等を行う医療支援は、女性のみが対象で、協力医療機関は産婦人科に限定していたが、新たに男性被害者も医療支援の対象となるので、協力医療機関に泌尿器科や肛門科等を加えるなど、今回の法改正に対応した支援となるよう、関係機関と現在協議を進めている。

**◎問（山田）** 現在、サポートながさきを運営しているが、現行の相談体制をさらに充実させ、他県で行っている病院連携型、24時間対応型を、医療機関のご協力をいただきながら検討できないか？

**◎県民生活部長** 現在、サポートながさきに寄せられる相談対応の多くは、電話、面接、弁護士等への付き添いが主なものである。今後、さらにサポートながさきの周知を図ることで、急性期の医療相談が増加することも予想される。ただ、離島を含む県内各地、現在18カ所の協力医療機関を指定し、迅速に対応できる支援体制を既に整備している。

**◎問（山田）** 滋賀県が取り組んでいる「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖」、これは急性期を拠点となっている病院で対応し、その後のケア、相談等を相談センターで行っている。この二段構えにより、さらに相談がしやすい、急性期の対応ができると思う。サポートながさきには、強姦が昨年度1年間で57件、本年は半年間で既に81件も寄せられている。ただ、このサポート長崎から警察につながった事例は一例もない。この犯罪の特徴として、加害者の6割が知人、友人、職場関係という近い関係にあること、いろんな背景があって声を上げられない状況があり、警察に上がってきている強制性交

等罪が、平成28年度5件、平成29年度4件のみだ。警察には行きづらいが、相談センターが24時間あいていたら相談できる人が、去年57件、今年半年で81件もいるのであれば、また違う対応ができるのではないか。「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖」の例等も確認いただきながら、さらなる充実をお願いしたい。また、他県では24時間化、メール相談を10県が行っている。現在、サポートながさきでは、メール相談を行っていないので、ぜひ導入を求めたい。今はLGBT、JKビジネス、AV出演強要、リベンジポルノ等、いろんな性に関わる犯罪が増えてきている。福岡県の性被害の相談窓口のホームページがとてもやわらかく、優しいデザインとなっている一方、サポートながさきは、行政の固い感じのホームページである。まず入口部分を相談しやすい環境にしてほしい。

**◎県民生活部長** ホームページは、閲覧した被害者が安心して相談へつなぐことができる非常に大切な役割がある。他県の例も参考にしながら、検討していきたい。現在、メールによる相談は受け付けていない。これは相談に当たって、電話や面接等により、相談者自身の生の声を聞くことで適切な支援につなげたいというような思いからであるが、最近のメール等の普及を考えると、被害者相談につなげる方法として非常に有効な部分もあるので、どのような方法が取れるのか、検討していきたい。

## 6 骨髄ドナー登録の推進

### (1) 骨髄移植ドナーへの支援制度について

**◎問（山田）** 日本では、毎年新たに約1万人の方が白血病などの血液疾患を発症している。この病気を治し、命が救われる唯一の方法として、骨髄移植がある。骨髄移植は、主に白血病や重症再生不良性貧血の治療法として行われている。委嘱した骨髄がうまく機能するために、白血球の型をドナーと患者さんとの間で一致させる必要があり、血縁者間でも一致する確率は4分の1しかない。非血縁者では、数百人から数万人に1人しか一致しない。骨髄バンクに登録している方が、全国で48万人、長崎では10月末現在7,355人が登録されている。移植を必要とする患者さんは、毎年2,000人程度おり、本県では、累計登録で370人、現在9人いる。実際に骨髄バンクに登録している患者さんとドナーとの間では、9割以上適合しているにもかかわらず、実際に移植を受けられる方は6割程度にとどまっている。その原因は、ドナーに移植提供の意思があっても、この移植に約1週間の時間を費やすことから、仕事

やささまざまな理由で断念せざるを得ない状況があるからだ。提供に当たって、家族や職場の理解と協力が不可欠。しかし、官公庁や一部の大手企業などではドナー休暇制度が整備されているものの、中小企業や自営業者、育児、介護をしている方には、休むこと自体が経済的負担となることが危惧される。そこで、経済的な心配なく、ドナーが骨髄提供しやすくするために、ドナー支援制度が、平成23年、新潟県加茂市で導入された。現在では、全国各地で316を超える自治体で導入されている。本県では、大村市が平成27年4月から県内初の取組としてスタートし、近年県レベルでは、埼玉県、群馬県をはじめ、13都府県が導入を開始した。そこで、他県同様に、県と市町で各1万円ずつ7日間、合計14万円を骨髄提供者、ドナーに支給することを検討すべきだ。

**◎福祉保健部長** 他県における補助制度は、制度導入が一番早いところで平成26年度からである。日が浅いということもあり、十分な分析ができていない状況だが、制度導入によって、骨髄提供件数の増加が見込まれると認識している。また、骨髄移植は、ドナーと患者との適合性を高めるため、全国規模で骨髄の提供が行われているが、国全体の制度として創設する必要があるとの考えもあり、昨年県議会の国に対する意見書や今年度の全国衛生部長会の国に対する要望事項として、休業補償制度の創設や骨髄ドナー休暇制度の普及拡大等を求めているという状況もある。まずは制度導入により、骨髄の提供件数が増加につながるのかどうか有用性等を検証する必要があり、他県の運用実態、効果などを確認したい。

**◎問（山田）** 長崎県でも、今まで累計で370人の方が骨髄移植を希望していたけれども、現在は9人しかいない。この病気は移植しなければ抜本的に治らないこともあり、希望した人が亡くなっているからこそ数が減っていることも十分考えられる。

知事の英断を求めたい。

**◎中村知事** 施策の効果は、しっかりと確かめて実施に移すべき課題であると考えている。

**◎問（山田）** 人にやさしい、県民にやさしい中村県政を希望する。中村県政3期目のスタートには、導入していただけることを要望したい。

## 7 措置入院後の支援

### (1) 支援の充実について

**◎問（山田）** 2016年に相模原市で発生した津久井やまゆり園の殺傷事件を受け、措置入院患者の退院後の支援強化を図るための精神保健福祉法改正に国が動き出した。改正法案は、措置入院後の患者へ

の継続支援を都道府県と政令市に義務づけ、患者や家族を交えた調整会議を開き、退院後の支援計画を作成、居住自治体は、病院、警察などと地域協議会を設置し、患者の支援体制を話し合い、チームとして継続支援を行う内容だ。しかし、通常国会では成立せず、審議は臨時国会に持ち込まれた。一方で他県では、法改正に先んじて独自の指針をつくり、運用を始めている。本県も他県同様に、この支援を進めていただきたく質問、提案をしたい。措置入院者は措置解除後、退院した後、一旦は精神病院等へ通院するものの、途中で通院を中断し、その結果、再度、状態が悪化して再入院するケースも少なくない。このような状況を防ぐためには、退院後の通院継続と安定した生活を送るための支援が必要である。県は現在、措置入院者に対し、退院後、どのような支援をしているのか伺う。

**◎福祉保健部長** 自傷他害のおそれがある措置入院となった患者の中には、退院後に通院を中断したことで病状が悪化し、また再度措置入院になる方もいる。退院後に医療、福祉等の支援を継続して行くことが重要である。そのため、本県は、入院中から本人、あるいは家族、保健所、病院、障害福祉サービス事業所等の協議により、退院後も含めた支援方針を定め、入院から退院後、その方針に沿い、関係機関が連携しながら、通院勧奨や福祉サービスの提供などの支援を行っている。

**◎問（山田）** 他県では、各保健所に継続支援チームを設置し、措置入院時から退院後、対象者が地域生活を安定して過ごせるまでの期間、関係機関と連携しながら相談支援等を行っている。本県においても、同様の取組を考えられないのか？

**◎福祉保健部長** 兵庫県では「精神障害者継続支援チーム」を先んじて設置している。現在、国では、措置入院者の退院後の支援を検討する「地域支援協議会」の設置や退院後支援計画の策定等を柱とする「精神保健福祉法」の改正の検討が進められている。国の法改正の動きも踏まえつつ、他県の支援方法も参考にしながら、本県の支援策に足らざる部分がないかを検証し、措置入院患者が退院後に地域で安定した暮らしを継続できるように、さらなる支援体制の構築に努めていきたい。

**◎問（山田）** この退院後支援の継続は、措置入院者の管理を目的とするものではない。人権擁護とリカバリーの視点に立ち、措置入院者がその人らしい地域生活を送れるようになることを強く望む。